

9条「加憲」論と自衛隊の現実

—9条「加憲」論は何を正当化しようとしているのか—

2018年2月10日 横田 力

<1>憲法9条③項、または9条の2の追加（加憲）により何を意図しているのか

- (1) 国民の意識への訴えかけ
- (2) 護憲運動、平和支持勢力の分断—安保法制反対運動等の教訓
- (3) 9条③項削除への橋頭堡として
日本政策研究センター、伊藤哲夫等の主張「権能は変わらないが、地位が変わる」

<2>安保法制下の自衛隊と政府の9条解釈の変遷

- (1) 政府の9条解釈の変遷—とりわけ「集団的自衛権」との関連で
'72年10/14政府見解→'81年5/29見解（資料①②）
→2014年7/1「存立危機事態における自衛権行使についての閣議決定」（資料③）

(2) 安保法制の構造とは何か

- ①自衛隊法3条「自衛隊の任務」、76条「防衛出動の要件」の改正の意味
(3条①項より「直接侵略」「間接侵略」を削除、76条①項の二号に存立危機事態の要件を入れる)
- ②武力攻撃事態法⇒改正し「武力攻撃事態等及び存立危機事態における平和・独立・安全確保法」へ
 - (i) 「武力攻撃事態等」（2003年制定時より）
 - 武力攻撃事態 $\left\{ \begin{array}{l} \text{㊦武力攻撃「発生」事態} \\ \text{㊧武力攻撃「切迫」事態} \end{array} \right\}$ 防衛出動<武力の行使の対象>
 - 武力攻撃予測事態—㊨「緊迫」「予測」事態⇒防衛出動待機命令（展開予定地域の設定と防衛施設の構築等が可能）
 - 「各行政機関、指定公共機関、地方自治体等の対処措置の実施義務（責務）と相互間の協力義務の発生」（3条、4～7条）、「国民への協力要請」（3条）
 - (ii) 「存立危機事態」⇒「切迫（present）性」「緊迫性」も要件ではない
「危険の明白（clear）性」のみを要件とする
⇒防衛出動<武力の行使の対象>
⇒「3条で国、地方公共団体、指定公共機関、国民の相互協力義務があるのみ」（一つの理念規定）

③重要影響事態法

日米安保条約を基軸とする外国軍への軍事協力

後方支援と捜索救助活動、船舶探索活動を可能とするもの

「後方地域」(非戦闘地域+非戦闘予測地域)支援 (rear area support) から

「後方」(非戦闘現場)支援 (logistic support) へ

兵站 支援

④国際平和協同対処事態法

⇒日米安保の枠を超え、国連決議(総会、安保理決議)を介してグローバルに展開する外国軍の軍事活動への後方支援(協力支援活動)と捜索救助活動並びに船舶検査活動を可能とするもの。

⑤PKO等協力法

従来の停戦監視の枠を超え、武力紛争が生じる前及びその後においても活動を可能にし、住民保護だけでなく政府組織や治安組織の再建も対応措置に含むものとする質的に新たな法構造を示すもの。

<駆けつけ警護、共同宿営地の共同防衛も含む。>

⑥武力攻撃事態等、存立危機事態における「米軍協力円滑化」法

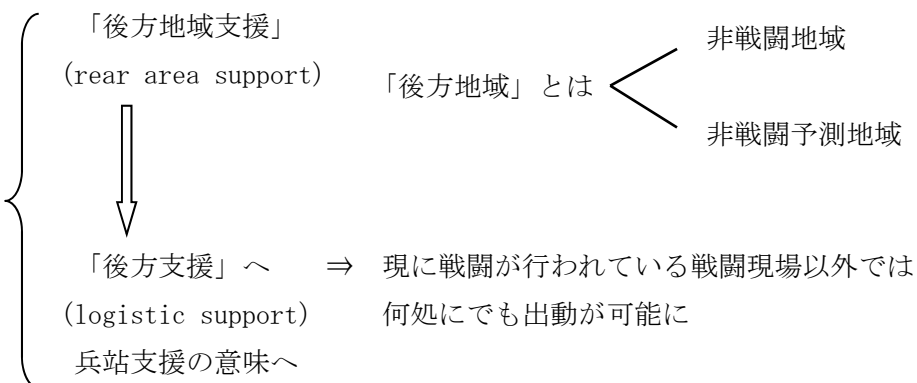
「存立危機事態の段階」で対応(対処措置として一物資と役務の提供)が可能になる。

⑦武力攻撃事態等における国民保護法

①と連動して有事(武力攻撃災害、緊急対処事態)に関して国の機関、地方自治体、指定公共機関に対処を義務付け(責務の発生)、国民に協力を要請するもの。

※存立危機事態との連動は今のところ規定されていない⇒今後へ

cf. 「旧来の周辺事態法と重要影響事態法との相違」



<3>9条「加憲」により何を正当化しようとしているのか

(1) 自衛隊の戦力構成の実体

F15 攻撃戦闘機、F35 ステルス戦闘機、長距離巡航ミサイルの保有へ
護衛艦「いずも」の空母化、陸上配備イージス・アショアの二機配備へ
自衛のための核兵器の保有（海外での使用も可能との政府答弁あり）

(2) 日米共同作戦体制の現実のあり方

2015年4/27日米新ガイドラインにおける「同盟調整メカニズム」(ACM)体制の
確立→「日米軍軍間調整所」の常設化

→統合作戦本部の設置（災統合本部も含む）

自衛隊の新部隊行動基準（ROE）の作成（米軍と作戦行動基準を共有）

各種合同演習における改正自衛隊法95条の2の発動（空自と海自）

核搭載爆撃機B52との共同演習等々

(3) 自衛隊の組織、行動、権限のうち「行動」と「権限」のあり方を注視する必要

①自衛隊法6章の「自衛隊の行動」は'97年ガイドライン当時の9種目から21種目
へ飛躍的に拡大。

⇒それにあわせて権限も拡大（とりわけ武器の使用と物品、役務の提供において）
（任務遂行型武器使用、外国軍との共同使用が複数か所に登場）

②その中、主任務である「我が国の防衛」

⇒自衛権の行使については、武力は行使しないものの武力攻撃「予測事態」（緊迫
事態⇒防衛出動待機命令）の段階で展開を可能にし指定公共機関、自治体に対し
て協力（各種措置の実施と対処基本方針への協力）が義務（責務）化しているこ
と。

ただし罰則を伴っての個々の国民の協力義務（主に財産、施設の所有関係と生業
を介しての）は武力攻撃発生事態と切迫事態とに限定（自衛隊法103条—123、
124条）。

⇒ 即ち、自衛隊の活動を中心に軍事的なるものがすでにかかなりの範囲と質的深さ
をもって社会の構造（市民社会のあり方）を捉え、根を張った状況にあること。

⇒ しかもそれは、9条②項があることにより正面からの正当化が阻まれ、可視化
されていない状況にあること。

⇒ 9条加憲とは正にこの構造を可視化し、正面から正当化しさらに新たな行動の
範囲と権限を加えていくための根拠を作ることにある（これが真のねらい）。

＜4＞9条「加憲」として考えられるタイプ

—017年12/20推進本部の「論点整理」等からの推論として（資料④⑤）

- ①いずれにしても現行自衛隊法3条①項（自衛隊の任務）と7条（内閣総理大臣の指揮権の所在）の趣旨を取り込むことは共通の課題となろう。（その意味で新たな加憲条項は実力組織に対する権限規範となり、従来軍事に対する禁止規定、制限規範としての意味は大きく失われることになる。）

- ②その上で9条②項があるため軍を意味する「自衛戦力」とすることはできず、「国民と国家の安全と平和を守るための必要最小限度の実力組織」であり「自衛権の行使は妨げられるものではない」との規定をミニマムの必要条件とするであろう。

- ③交戦権については議論が分かれる可能性
しかし緊急事態条項の追加は章を改めて必ず行われると考えられる（単なる選挙実施の困難による国会議員任期等の延長ではなく、国民に対する私権制限型のものとして。しかも命令の形式によって可能とすることになる）。（資料⑥）